

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【巻頭言】通算 600 号刊行のごあいさつ .....	P1
【寄稿①】「高齢期の就労と年金受給の在り方」と公民の協力 .....	P2
【寄稿②】「企業年金ノート」発刊 600 号記念に寄せて .....	P4
【本題】「企業年金ノート」で振り返るわが国企業年金のあゆみ .....	P5
【寄稿③】「企業年金ノート」創刊 600 号に寄せて .....	P12
【寄稿④】「年金規約」雑感 .....	P13
【コラム】確定給付企業年金における財政運営基準の改正について①～新たな「財政均衡」のしくみ～ .....	P15

## 【巻頭言】通算 600 号刊行のごあいさつ

株式会社りそな銀行  
執行役員 柘田 至弘

弊社刊行の企業年金の専門情報誌「企業年金ノート」は、2018年4月号の刊行をもちまして、おかげさまで通算600号の節目を迎える運びとなりました。本誌の創刊は1963（昭和38）年4月ですので、55年間にわたり刊行してきた計算になります。これもひとえに、弊社企業年金取引先の皆さまをはじめとした関係者の皆さまのご支援、ご協力の賜物と厚く感謝申し上げます。

振り返りますと、本誌が創刊された55年前は、わが国初の本格的な企業年金制度である適格退職年金が1962（昭和37）年に創設されて1年が経過したばかりの頃でした。その後、1965（昭和40）年の厚生年金基金制度の創設、1980年代の企業年金設立ブームの到来、1990年代の資産運用規制の緩和、2000（平成12）年の退職給付会計基準の導入、2001（平成13）年の確定給付企業年金制度・確定拠出年金制度の創設など、わが国の企業年金を取り巻く情勢は、社会経済情勢の激動の変化と軌を一にしてきました。また、1990年代後半以降は、バブル崩壊やリーマン・ショック等の影響を受け低迷を余儀なくされた資産運用環境との格闘の歴史でもありました。

このような紆余曲折を経て、わが国の企業年金は、2017年3月末時点で加入者数約1,600万人、資産残高90兆円の規模に達しています。少子高齢化の進展を背景とした公的年金の所得代替率の低下が避けられない中、公的年金を補完して国民の老後所得保障を支える企業年金の発展と育成が今まで以上に求められています。また、個人型確定拠出年金（iDeCo）の拡充や小額投資非課税制度（NISA）の創設など、政府も国民の資産形成を後押しする動きが活発化しています。弊社としましては、経済環境や雇用環境が変化する中、多様化するお客様のニーズに引き続き対応して参りたいと考えております。

最後になりますが、本誌「企業年金ノート」では、今後も企業年金のお客さまにとって有益な情報を提供、発信することにより、今後とも長きにわたりご愛読いただけるよう精進して参りますので、引き続き読者の皆さまの絶大なご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。巻頭のご挨拶とさせていただきます。

## 「高齢期の就労と年金受給の在り方」と公民の協力

慶應義塾大学 商学部  
教授 権丈 善一

日本の公的年金保険は、5年に一度の財政検証をPDCAサイクルにおけるC、すなわちCheckとし、これを受けてAct、要するに制度の改善が図られる制度となっている。そして来年2019（平成31）年が、2004（平成16）年から数えて3周目のPDCAサイクルのCheckすなわち財政検証の年となり、再来年の2020（平成32）年に公的年金保険が改正される予定である。

財政検証の試算の前提を決める「年金財政における経済前提に関する専門委員会」は、昨年（2017（平成29）年）7月にスタートしている。この専門委員会の報告を受けながら、次の公的年金保険改正の方向性を検討する社会保障審議会年金部会が、本年（2018（平成30）年）4月4日に開催された。では、次の改革は、どのような方向に向かうのか。その方向における民間の役割は、どのようなことが期待されているのか。

### 1. これから何が起こるのかを知るための歴史の知識

2004年に、日本の年金は、パラダイム・シフトと呼ばれるほどの大転換を果たしている。それまでは、5年に一度の「財政再計算」毎に、今後の給付を賄うのに必要となる保険料の上げ幅を計算して、保険料を上げるための法律を通していった。この制度の下では、年金財政を安定させる改革は、「保険料の引上げ」、「給付の引下げ」、そして「支給開始年齢の引上げ」の3つとなる。だが、これらを組み合わせながら進める改革作業を引続きやっていくには、政治の身がもたない状況が、前世紀の終わり頃から予想されていた。そして実際のところ、1999（平成11）年の「財政再計算」時には、試算された保険料の引上げを実現できないという初めての事態が起きた。

そこで、2004年の年金改革の時に、将来の保険料の上限を先決した制度に切り替えることにしたのである。さらにこの2004年に、いま年金を語る上で不可欠な用語となっている「繰下げ受給」を老齢厚生年金で復活させてもいる。ここで復活というのは、2000（平成12）年に60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者に在職支給停止制度が導入されたことに伴い、「繰下げ受給」が廃止されていたからである。ここで復活した「繰下げ受給」が、将来（2017年）保険料を固定することを2004年に決めて以降、年金受給の在り方を弾力化するための実に有効な方策として、新たに評価されていくことになる。

さて、2004年に保険料水準を固定し、今後年金財政に入ってくる保険料収入、国庫負担、そして積立金と運用収益の範囲内に給付がおさまるように自動的に給付を調整する「マクロ経済スライド」という制度が誕生したわけだから、長期的には、いわゆる「支給開始年齢の引上げ」は、年金財政を安定させるための手段ではなくなった。いやむしろ、支給開始年齢を上げる手法が、将来の受給者の年金カットしかできず既に年金を受給している人たちに甘すぎるという、今の少子高齢化の時代には致命的な欠陥を持つ愚策であるにも関わらず、これを実現する上での政治的ハードルが禁止的に高いという状況が勘案されて、保険料固定とマクロ経済スライドという、既に年金を受給している人たちの給付をも調整することができる全く新しいフレームが考えられたと言った方が、制度進化の実態に近いであろう。未だにこのあたりの理解は普及しておらず旧態依然としたことを言い続けている論者も散見するが、幸いにも、2004年以降、現実の制度改正の論議は、新しいフレームを前提に進められている。

そして特筆すべきは、2004年改革の時に、日本の年金が抱える問題は、それまでの「いかにして将来の保険料を抑えるか」という観点から、「いかにして将来の給付を上げるか」という方向に180度転換されたことである。こうした問題意識の大転換を公的年金保険に関わる者たちにさせたからこそ、2004年改革はパラダイム・シフトという言葉で評されているのである。

## 2. 2004年改革から今まで

2004年の改革の時から、従来の新たに必要となる保険料を算出する「財政再計算」は不要となった。それ以降、5年に一度の「財政検証」という年金財政の健康診断が行われ、これに基づいて制度改革を行うというPDCAサイクルに入っていた。

1回目の財政検証は2009（平成21）年に行われ、その時の診断結果は、デフレ下ではマクロ経済スライドを効かさない特例規定は、将来の基礎年金に集中的に悪影響を与えるというものであった。しかし、その年には政権交代が行われ、年金行政が大混乱に陥っていく。その混乱を収めたのが2013（平成25）年の社会保障制度改革国民会議であり、国民会議は、将来の給付水準を上げるために3つの改革の方向性——①マクロ経済スライドの見直し、②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、③高齢期の就労と年金受給の在り方——を示した。この3つの改革の方向性が、2014（平成26）年の第2回財政検証で行われた3つのオプション試算に反映されていくことになる。そして、マクロ経済スライドの見直しに関するオプション試算に基づいた改革が、2016（平成28）年に行われている。そうなれば、次の改革は、「適用拡大」と「高齢期の就労と年金受給の在り方」が対象となるのは必然だろう。

## 3. 公的年金保険と私的年金の関係

「適用拡大」は極めて重要な課題なのではあるが、私的年金との関係を考えてみるとすれば、「高齢期の就労と年金受給の在り方」がより重要となる。

いま、日本の社会は、高齢者の若返りが進んで元気な高齢者が増えてきたがゆえの「超高齢社会」に対応できるように、引退年齢の引上げをはじめとした社会改革を行っている段階にある。公共政策としての公的年金保険も、早期引退を促すような側面を決して持っていないはず、なるべく働くことに中立な方向に改革を進めることが求められている。その要望に応える一環として、年金を受給しはじめることのできる年齢を、現行の70歳から75歳まで引き上げて、年金受給の年齢をより自由に選択できる制度にしていく話も出てきているのである。

公的年金保険は、実質的な価値を終身で保障する保険である。こうした年金給付を一定の水準で生涯にわたり受給することを見込めることにより、人々は長生きすることによって生活が窮乏する「長生きリスク」への不安を緩和できるのであろう。そして年金保険の毎月の給付額は、受給を繰り下げれば繰り下げるほど割り増され、老後の安心はより高まっていく。こうした公的年金保険が準備されている社会において、私的年金に求められているのは、人々が希望する年金の受給年齢までの生活をサポートする、いわゆる「つなぎ年金」のようなものではなかろうか、と長らく言ってきた。これから超高齢社会を迎える日本でも、長生きをリスクとしない社会を築いていくために、公民の役割分担と協力が求められているのであろうし、いま、その在り方が次第に明らかになってきているように思えるのである。

最後に、「企業年金ノート」は、この4月号で通算600号を迎える運びであるとのこと。1963（昭和38）年4月刊行という、金融機関が刊行する情報誌としては業界最古であるらしい。業界をリードする情報誌の記念号において、長生きがあまりリスクとならない社会を作るために公民の協力を説くという、明るい未来に導く道筋の話を書くことができたことは、誠に喜ばしく思っている。いまこの国に必要なことは、国民一人一人が可能な限り長く社会に参加して、年金はできるだけ繰り下げ受給を選択し、より充実した年金とともに引退期を迎えることができるように制度や慣行、意識などを変えていくことである。そのためには民間の協力は必須であるし、同時に大切なのは、国民が制度について正確な知識を共有し、建設的な議論を行うのに必須の、健全な世論が形成されることである。

## 「企業年金ノート」発刊 600 号記念に寄せて

ジェーシービー企業年金基金  
副理事長 田川 勝久

「企業年金ノート」通算 600 号発刊、誠におめでとうございます。1963（昭和 38）年 5 月に創刊されて以来、55 年の長きにわたり、金融機関が刊行する業界最古の情報誌として、年金に関する貴重な情報を年金関係者にご提供されたことに深い感銘を覚えます。私も 1983（昭和 58）年に人事部へ異動後、りそな銀行（当時の大和銀行）さんのお力添えで 1989（平成元）年に健康保険組合、1992（平成 4）年に厚生年金基金を設立することができました。以来、りそな銀行さんとのお付き合いは 35 年にわたり、その間ずっと「企業年金ノート」を愛読し勉強させていただきましたので、特に思い出深いものがあります。

さて、年金税制は公的・私的を問わず年金制度の発展において、極めて重要な役割を果たすものと考えています。昨年末に与党が公表した「平成 30 年度税制改正大綱」は、閣議決定を経て、現在国会審議に付されています。また、前年の大綱に引き続き、年金課税全般が今後の検討事項のトップに挙げられており、金融税制とのバランス等も踏まえ、今後も見直しが進められることになると思われます。

公的年金・企業年金に関係する事項としては、公的年金等控除の引下げによる増税がなされる予定です。つまり、現時点では公的年金等控除が高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みであると考えられること、また諸外国では拠出・給付いずれかの段階において課税される仕組みが基本である一方、わが国においては拠出段階では社会保険料等控除、給付段階では公的年金等控除が受けられるため充分な課税がなされないこと、さらには世代内・世代間の公平性を確保するという方針による改正のようです。この改正により、課税対象の所得について、公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円未満の場合は 10 万円アップ、1,000 万円～2,000 万円の場合は 20 万円アップ、2,000 万円以上の場合は 30 万円アップとなる予定です。また、公的年金等控除の控除額に上限（195.5 万円）が設けられ、この改正により、年金収入のみあるいは不動産収入なども含めて 1,000 万円以上ある人約 20 万人が増税となるようです。ただし、これらの実施時期は「2020 年分以後の所得税及び 2021 年度分以後の個人住民税について適用する。」ということなので、会社員が増税を実感するのは、2020 年 12 月の年末調整だとすれば、約 3 年後ということになるかもしれません。今回のような選挙直後の税制改正においては、次の選挙への影響をさほど気にせずともよいとの空気から、増税傾向となるのかもしれませんが。

年金課税については、前述の与党税制改正大綱の最後に示される中長期的な検討事項の中で、毎年冒頭に今後の検討が宣言されており、重要な課題と位置づけられていることがよく分かります。平成 30 年度の与党税制改正大綱では、「少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」と記載されています。これまでと異なる点は、今般の公的年金等控除の見直しとの整合性に留意するとされた部分です。なお、特別法人税については、昨年の大綱で 2020（平成 32）年 3 月末までの凍結が決まっていることもあり、特段議論もなかったようで、多くの年金関係者が要望する「撤廃」には至りませんでした。引き続き、年金・医療といった社会保障関係費の増加と、それを何とか抑えるような政策や税制の検討が続きます。

2018（平成 30）年から、つみたて NISA がスタートしました。これは、従来 NISA よりも年間投資枠は 40 万円と小さいが、長期（20 年間）にわたり運用益が非課税となる仕組みで、運用対象も長期で手数料

が低く、分散投資に適した投資信託に限定されています（一般のNISAは年120万円で5年間）。また、個人型確定拠出年金（iDeCo）も、2017（平成29）年から専業主婦（夫）や公務員なども加入できるようになってから1年が経過し、加入者は2018年2月末時点で80万人を突破（国民年金基金連合会発表）し、順調に拡大しています。この二つの制度は、老後の資産形成に役立つものとして、税制優遇の特長が前面に押し出され、いま大変注目されています。

さて、私が所属する企業年金連絡協議会（企年協）では、2018年度は、イコールフットイング議論の再開、それに繋がる企業年金制度の在り方を左右する税制論議、そして中小企業等への退職給付制度の普及、年金ガバナンスの深化、スチュワードシップ・コードの受入れ対応などが最重要課題になるであろうと考えています。そのため、恒久テーマを「企業年金の持続可能性の追求」とし、新たな重点テーマには「高齢期の所得確保の役割を担う企業年金制度の更なる整備と普及～特に企業年金の課税のあり方について追及～」に置き、会員の「知りたい・交流したい・発信したい」という三つの要望にしっかり応えていく活動を基本に、環境変化に対処し、実務者ならでは目の線で企年協活動に取り組んでいきたいと考えています。また、部会・専門委員会を中心に会員ニーズをしっかりと捉えた年金実務に資する活動に注力し、引続き会員基盤の強化にも努めていきたいと思っております。そして、今年度も関係諸団体との情報交換を推進し、連繋を図っていく所存です。

このような中で、りそな銀行の「企業年金ノート」には、日本の年金オピニオンリーダーとして、年金全般の将来を見据えて情報発信される役割を期待して止みません。今後もますますご発展されることを祈念いたします。

## 本 題

### 「企業年金ノート」で振り返るわが国企業年金のあゆみ

#### 1. はじめに

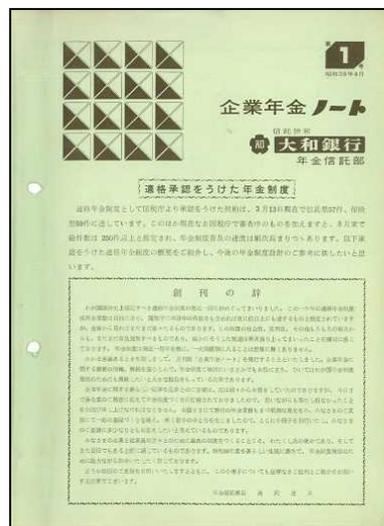
弊誌「企業年金ノート」は、本号で通算600号の節目を迎えることができました。これもひとえに、読者の皆さまのご支援・ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。本稿では、弊誌が刊行された1963（昭和38）年4月以降の弊誌のバックナンバーを振り返るとともに、わが国の企業年金制度が辿ってきた半世紀の歴史と変遷の一部始終を概観します。

#### 2. 創刊のねらい ～創刊号の「創刊の辞」より

弊社は、わが国初の本格的な企業年金制度である適格退職年金の創設（1962（昭和37）年4月）と同時に、年金信託業務の取扱いを開始しました。当初は、取引先企業における制度発足業務に忙殺されていたものの、企業年金制度の認知度が高まるにつれて、企業年金に関する情報を提供してほしいとの要望が増えたとの事です。また、この当時は、関係法令の改正や監督官庁による管理要領の変更等がしばしば行われたことから、これらの解説や実務対応についても求められた模様です。

こうした要望を受けて、適格退職年金の創設からちょうど1年後の1963年4月に弊誌「企業年金ノート」が創刊されました。創刊号の「創刊の辞」では、企業年金に関する最新の情報・解説を提供することで、取引先企業における企業年金制度の検討ひいてはわが国年金制度発展のために貢献したいとの決意表明がなされています。この時点で、弊誌がその後半世紀以上にわたり刊行され続けるとは、当時の関係者は果たしてどの程度予見していたのでしょうか。

#### ◆第1号(創刊号)



### 3. 創刊号～第100号のあゆみ（1963年4月～1971年7月）

弊誌が創刊された当初は、企業年金というとまだ適格退職年金しか存在しない時代であり、内容も適格退職年金の導入・普及状況に関する記事が中心でした。1965（昭和40）年前後からは、厚生年金保険法の改正により創設された調整年金（厚生年金基金）に関する記事も増えてきました。

時あたかも高度経済成長の黎明期であり、好景気に支えられて企業が企業年金制度の導入に着手した時期でもありました。適格退職年金の承認契約件数は、創刊号（1963年4月号）では信託型57件・保険型59件の計116件と報じられていましたが、第87号（1970年6月号）では6万6千件と、わずか7年で飛躍的に急増した様子が見えます。

#### ◆第100号記念特集号



号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
1	1963.4	適格承認をうけた年金制度	50	5	16,000件を突破した適格年金制度～42年3月末現在16,149件
2	5	実用段階に入った共同受託方式	51	6	減税が行なわれた年金、一時金給付～昭和42年度税制改正より
号外	5	改正近づく厚生年金制度	52	7	業種別にみた年金実施状況
3	6	各業界で普及の気運～適格年金制度	53	8	退職給与引当金から調整方法の改正～昭和42年度税制改正より(その2)
4	7	適格承認をうけた年金制度～6月末で250社	54	9	退職給与引当金から調整方法の改正～昭和42年度税制改正より(その3)
5	8	適格年金制度における一時金支給～一時金の年金化	55	10	厚生年金基金の設立状況～発足後1年で249基金
6	9	年金による退職給与の合理化～一時金を年金化する具体策	56	11	25,000件に迫る適格退職年金制度～昭和42年9月末現在24,232件
7	10	年金制度による資金繰りの平準化～ファンディングがもたらすもの	57	12	加算型年金のポイント～調整年金の設計問答
8	11	適格承認をうけた年金制度～9月末で329社	58	1968.1	退職給与引当金の調整方法の改正～昭和42年度税制改正より(完)
9	12	親子会社の年金制度～年金信託の共同受託	59	2	明確になった退職給与引当金の調整～改正法人税通達の解説
10	1964.1	構想がかたまってきた調整年金～実施は40年5月から	60	3	厚生年金基金の設立状況～昭和43年2月1日現在305基金
11	2	適格承認をうけた年金制度～38年12月末現在731件	61	4	普通してきた総合設立基金～認可済33基金の分析
12	3	適格年金制度の承認基準～正しい年金制度をつくるには	62	5	アメリカ企業年金の現状～1966年末の年金資産34兆円
13	4	一時金と年金の給付に対する課税～手取額を増加させるには	63	6	一層有利になった企業年金～昭和43年度税制改正より(その1)
14	5	適格年金制度の普通状況～業種別と規模別にみて	64	7	最近の年金実施状況～上場会社の35%が年金実施済
15	6	1,000件を突破した適格年金制度～5月末現在1,055件	65	8	適格年金制度承認済35,000件～43年3月末現在
16	7	税制上有利になった適格年金掛金～退職給与引当金に関する税制の整備	66	9	調整年金における退職年金積立金額の計算～昭和43年度税制改正より(その2)
17	8	アメリカの企業年金～1963年末で総資産25兆円	67	10	適格退職年金契約の正しい理解のために～国税庁の質疑応答集より(その1)
18	9	老後生活と企業年金～最近の実態調査より	68	11	1万円から2万円年金へ～社会保険審議会厚年部会意見書提出される
19	10	やさしい年金財政～剰余金の発生とその処理	69	12	適格退職年金契約の正しい理解のために～国税庁の質疑応答集より(その2)
20	11	1,500件に迫る適格年金制度～39年10月末現在1,477件	70	1969.1	1万円から2万円年金へ～厚生年金保険制度改善大綱案発表される(その2)
21	12	厚生年金改正法案上程される～調整年金実施に備え基金認可基準方針を解説	71	2	適格年金制度承認数4万件をこえる～43年9月末現在42,750件
号外	1965.1	有利な適格年金による社外積立～企業年金の積立方式の損益比較	72	3	アメリカの私的年金制度～1967年末資産38兆円
22	1	明確になった適格年金の税務～基本通達の解説(その1)	73	4	企業年金資産10年後7兆円～大和銀行の企業年金見通し
23	2	年金制度の正しい運営のために～適格年金に関する問答集	74	5	適格退職年金契約の正しい理解のために～国税庁の質疑応答集より(その3)
24	3	明確になった適格年金の税務～基本通達の解説(その2)	75	6	5万件を突破した適格退職年金制度～昭和44年末現在国税庁発表
25	4	2,000件を突破した適格年金制度～39年12月末現在2,146件	76	7	上場会社の年金実施状況～41.4%が実施済(44年6月末現在)
26	5	調整年金実施は11月から～厚生年金保険法改正法案審議院で修正可決	77	8	これからの年金、これからの基金～厚年法改正の見とおしと基金のあり方について
27	6	明確になった適格年金の税務～基本通達の解説(その3)	78	9	適格年金の再計算時における返還金～一括管理方式の返還額計算
号外	6	調整年金の実施延期される～改正国会通過、実施は41年4～5月頃か	79	10	最近の退職金の状況～東京都の退職金調査より
28	7	2,500件に迫る適格年金制度～40年3月末現在2,472件	80	11	わが国の将来人口(人口問題研究所発表)～老令人口の増加と年金制度の重要性
29	8	新しい適格年金制度の税制～法人税法等の全文改正	号外	12	厚生年金保険法の改正が成立～待望の2万円年金実現
30	9	人口の老令化と企業年金～最近の人口統計より	81	12	新しい年金時代へのうごき～44年の年金情勢を回顧して
31	10	適格年金承認件数3,000件を突破～国税庁6月末で3,360件と発表	82	1970.1	老令年金の国際比較～国際水準に達したわが国の老令年金
32	11	親子会社で年金制度をつくるには～適格年金における共同委託方式	83	2	年金中心の社会保障充実を～経済審議会社会保障小委員会の報告より
33	12	公的年金制度の国際比較と企業年金～最近の厚生白書(39年度版)より	84	3	アメリカの私的年金～1968年末資産額42兆円
34	1966.1	便利になった適格年金の契約と設計～適格承認申請手続の改正と新審査基準	85	4	最近の雇用の動き～求人対策は年金制度の導入から
35	2	調整年金実施の見直しは？～社会保険審議会の動向	86	5	最近の退職金の水準
36	3	調整年金の問題点～社会保険審議会における討議資料より	87	6	適格退職年金制度6万6千件に～昭和45年3月末現在
37	4	年金と一時金との課税上の比較～年金で節税を図りましょう	88	7	上場会社の年金実施状況～45年3月末約700社
38	5	適格退職年金の税制整備～昭和41年度税制改正より	89	8	調整年金の再計算基準明示される
39	6	具体化する公的年金の国際通算～各国と条約締結の方向で検討開始	90	9	年金のスライド制導入への動き(その1)
40	7	老令年金を非課税に～来年度の実施を目指して検討開始	91	10	【講演録】厚生年金基金制度をめぐる諸問題
41	8	調整年金の答申案提出される～社会保険審議会のその後の動き	92	11	年金のスライド制導入への動き(その2)
42	9	日本人の平均寿命さらに延長～第11回生命表公表、男子65歳、女子70歳	93	12	年金制度進展への備え～厚生省の長期構想より
43	10	調整年金10月1日から発足～厚生年金基金設立認可基準の解説	94	1971.1	退職金年間14%の増加
44	11	厚生年金基金はじめて認可される～11月30日付で87基金誕生	95	2	山積する老令者問題～厚生白書(昭和45年版)より
45	12	明確になった調整年金の税務～厚生年金基金の税制解説(その1)	96	3	総合基金の設立すすむ
46	1967.1	10,000件を突破した適格年金制度～41年9月末現在10,831件	97	4	アメリカの私的年金～1969年末資産額45兆円
47	2	基金連合会設立される～中途退者の年金給付の一元化が実現	98	5	急がれるスライド制の検討～社会保障制度審議会の答申より
48	3	適格年金から調整年金への移行の税務～厚生年金基金の税務解説(その2)	99	6	整備された適格年金の税制～昭和46年度の税法改正より
49	4	退職給与引当金から調整年金への移行～厚生年金基金の税制解説(その3)	100	7	第100号記念特集号

#### 4. 第101号～第200号のあゆみ（1971年8月～1979年11月）

1970年代に入ると、高度経済成長を背景に社会保障や福祉の充実が謳われるようになり、弊誌でも「海外の年金制度」について取り上げる機会が増えました。また、この時期は公的年金の給付改善（水準引上げ・スライド導入）も順次実施されましたが、公的年金の制度改正は、老齢厚生年金の代行給付を行う厚生年金基金にも影響することから、弊誌でも逐次その動向を報告していました。

他方で、高度経済成長に伴う賃金・物価の上昇は、退職金水準の大幅な上昇を招きました。そのため、退職金の支払負担の平準化が企業経営上の課題として注目されるようになり、弊誌では「退職金水準に関する調査」や「上場会社の年金制度実施状況」に関するレポートを定期的に掲載するようになりました。

#### ◆第200号



号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
101	1971.8	(不明)	150	9	安定成長への道 ～大和銀行調査部
102	9	増加する老年人口と核家族世帯 ～昨年の国勢調査より	151	10	老後の生活について ～総理府アンケート結果
103	10	最近の退職給付額の水準 ～大阪商工会議所の調査より	152	11	企業福祉の展望 ～大和銀行経営相談所
104	11	各国の年金制度 ～アメリカ(その1)	153	12	上場会社の年金制度実施状況 ～50年9月現在61%に
105	12	各国の年金制度 ～アメリカ(その2)	154	1976.1	新年経済の展望と課題 ～大和銀行調査部
106	1972.1	各国の年金制度 ～イギリス(その1)	155	2	年金額夫婦二人で90,000円に ～51年度厚生年金保険法改正案
107	2	各国の年金制度 ～イギリス(その2)	156	3	厚生年金保険等の一部改正に関する答申
108	3	各国の年金制度 ～西ドイツ(その1)	157	4	最近の退職金水準 ～関西経営者協会の調査結果
109	4	各国の年金制度 ～西ドイツ(その2)	158	5	低成長の労務管理 ～大和銀行経営相談所
110	5	各国の年金制度 ～フランス(その1)	159	6	厚生年金保険法改正案国会通過
111	6	各国の年金制度 ～フランス(その2)	160	7	企業年金(アメリカ)とインフレ対策
112	7	各国の年金制度 ～スウェーデン / 中小企業の退職金	161	8	未払賃金の立替払事業
113	8	上場会社の年金制度実施状況 ～47年6月末現在52.4%に	162	9	昭和50年退職金制度調査 ～労働省調査
114	9	厚年法とスライド制	163	10	経済の前途 ～大和銀行調査部
115	10	厚年法とスライド制(つづき)	164	11	国民年金の新旧比較 ～標準者(加入25年)で32,500円に
116	11	定年制について	165	12	上場会社の年金制度実施状況
117	12	厚生年金スライド制導入へ ～社会保険審議会意見書まとまる	166	1977.1	【講演録】日本経済の成長力と景気の行方
118	1973.1	国民年金も改正へ	167	2	退職金事情 ～東京都労働局調査(51年5月)より
号外	2	5万円年金案を諮問 ～スライド制、報酬再評価を実施	168	3	退職手当の保全措置について
119	2	最近の退職金水準 ～東京都労働局の調査より	169	4	アメリカの年金資産
号外	3	厚年法改正案国会提出	170	5	厚生年金保険の財政計算結果
120	3	アメリカの年金制度の現況	171	6	最近の退職金水準 ～大阪商工会議所の調査結果
121	4	アメリカの証券投資 ～その1	172	7	企業年金の今後の方向 ～社会経済国民会議報告
122	5	アメリカの証券投資 ～その2	173	8	長寿国日本! 男子72才、女子77才 ～昭和51年簡易生命表
123	6	アメリカの証券投資 ～その3	174	9	総合基金加算型移行の実例 ～福岡県建設業(52年7月実施)
124	7	団体年金	175	10	円建外債への運用
125	8	福祉税制の一層の改善を	176	11	【アンケート調査】老後の生活設計 ～大和銀行調査部
126	9	持家政策の推進と退職金の年金化	177	12	上場会社の年金制度実施状況
127	10	平均余命さらに伸びる ～男子70.49才 女子75.92才	178	1978.1	皆年金下の新年金体系 ～社会保障制度審議会
128	11	上場会社の年金制度実施状況 ～48年8月現在56%に	179	2	53年度厚生年金保険、国民年金改正案
129	12	退職金問題に対する考え方 ～日経連まとめる	180	3	基金加入員の年金額
130	1974.1	個人向け融資制度新設される ～年金福祉事業団	181	4	最近の退職金水準 ～関西経営者協会の調査結果
131	2	大企業の退職金・定年制 ～中労委の調査より	182	5	昭和53年厚生年金保険法の改正
132	3	アメリカの年金制度の現況	183	6	厚生年金基金の設立状況 ～信託協会調べ
133	4	適格退職年金にかかる承認事務運営の改正等について	184	7	年金資産の海外運用 ～国際化時代への展開
134	5	5万円年金から6万円年金へ ～免除保険料率引上げも	185	8	高齢化社会に関する世論調査 ～東京都都民生局
135	6	よりよい退職年金制度の確立のために(その1)	186	9	アメリカの年金資産
136	7	よりよい退職年金制度の確立のために(その2)	187	10	企業年金問題懇談会の答申
137	8	最近の退職金水準 ～関西経協、関東経協、中労委の調査より	188	11	老後生活への展望に関する調査 ～内閣総理大臣官房
138	9	スライドの実施方法明確化 ～厚生年金・国民年金のスライド	189	12	上場会社の年金制度実施状況
139	10	上場会社の年金制度実施状況 ～49年8月現在58%に	190	1979.1	厚生年金基金の昭和54年度予算編成等について
140	11	定年制の現状 ～労働省調査より	191	2	厚生年金保険法の54年度改正案
141	12	今後の老人対策 ～老人問題懇談会の提言	192	3	中小企業の退職金事情 ～東京都労働経済局(53年7月調査)
142	1975.1	人口変動と社会保障 ～「厚生白書」より	193	4	わが国年金制度の改革の方向 ～長期的な均衡と安定を求めて
143	2	アメリカ企業年金の新しいごき(その1)	194	5	モデル退職金調査結果 ～関東経営者協会発表
144	3	アメリカ企業年金の新しいごき(その2)	195	6	厚生年金基金・適格退職年金 運用対象の拡大(昭和54年5月実施)
145	4	アメリカ企業年金の新しいごき(その3)	196	7	厚生年金基金 加算型基準の弾力化
146	5	昭和50年度税制改正の概要	197	8	日本人の平均寿命
147	6	福祉年金について	198	9	厚生年金保険制改正の意見 ～社審審・厚生年金部会
148	7	50年度財形法改正と第二財形制度	199	10	年金制度を実施した場合の会計処理等について
149	8	中労委の退職金等の調査結果	200	11	高齢者の就業と社会保険年金 ～続・皆年金下の新年金体系
号外	8	厚生年金基金の財政再計算について			

5. 第 201 号～第 300 号のあゆみ（1979 年 12 月～1993 年 4 月）

企業年金制度の発足・設立の動きは、1973（昭和 48）年の第一次石油危機（オイルショック）による高度経済成長時代の終焉とともに一旦沈静化しました。しかし、平均余命の伸長による高齢化社会への関心の高まりや、定年年齢の 55 歳から 60 歳への延長対応のニーズ増大等を受けて、1980 年代に入ると企業年金制度の発足・設立ブームが再燃しました。弊誌でも、「定年延長の動向」「高齢化社会に関する各種調査・提言」を解説する機会が増えたほか、企業年金の設立動向については毎号掲載するようになりました。

しかし、上記の制度発足・設立ブームによる業務量増大の影響か、創刊時から継続してきた弊誌の月刊刊行は第 235 号（1982 年 10 月号）で途切れてしまい、その後約 10 年にわたり刊行ペースが不規則な時期が続きました。

◆ 第 300 号



号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
201	1979.12	上場会社の年金制度実施状況	252	6	年金資産の外貨建資産への運用について
202	1980.1	厚生年金保険の改正案要綱	253	7	適格年金と男女雇用機会均等法
203	2	厚年法改正案に対する答申	254	8	昭和 60 年度退職金・年金の実態 ～関西経営者協会調査結果より
204	3	昭和 55 年度税制改正と企業年金制度	255	10	昭和 62 年度税制改正に関する要望について
205	4	法人税法施行令の改正	256	12	60 歳定年と定年制の現状
206	5	高齢化社会への企業の対応	257	1987.3	アメリカの企業年金の動向
207	6	退職金制度の現状と動向 ～労働省統計情報部調査報告(53 年 9 月調査)	258	4	上場会社の年金制度実施状況(61 年)
208	7	ダイワの個人年金プラン「ねんきん」	259	5	長寿社会のくらしと展望 ～総理府「長寿社会に関する世論調査」より
209	8	松下電器産業の高齢化対策(「熟年ライフプラン」)について	260	8	昭和 61 年度退職金の実態 ～日本経営者団体連盟・関東経営者協会調査結果より
210	9	労働白書にみる高齢者雇用の実態と対応	261	9	金融先物のはなし
211	10	三菱電機の「ゴールドプラン」・「シルバープラン」について	262	10	給与所得から雑所得へ ～改正された年金課税
212	11	昭和 55 年度厚生年金保険法の改正 ～昭和 55 年 10 月 1 日施行	263	11	改正された年金課税 ～源泉徴収について
213	12	上場会社の年金制度実施状況	264	12	老後の生活費と企業年金
214	1981.1	1980 年代の社会保障の方向 ～55 年版厚生白書より	265	1988.2	定年延長への対応(その 1) ～賃金制度の問題
215	2	年金信託資金の外貨建証券への運用について	266	3	定年延長への対応(その 2) ～年金・退職金制度の問題
216	3	モデル退職金調査結果 ～関東経営者協会発表	267	6	上場会社の年金制度実施状況(63 年 3 月)
217	4	昭和 55 年賃金構造基本統計調査結果(製造業)～労働省調査	268	7	わが国経済と企業年金
218	5	昭和 55 年度退職金・年金の実態 ～関西経営者協会調査結果より	269	8	新しい一時金課税の取扱い
219	6	高齢化する労働力 ～労働力需要の長期展望(雇用政策調査研究会報告より)	270	12	厚生年金基金 普及と充実へ ～新厚生年金保険法施行
220	7	60 才定年が定着化 ～雇用管理調査の結果について(労働省)	271	1989.1	適格年金の実務 ～一時金給付の場合
221	8	わが国の高齢者雇用の現状と企業年金 ～56 年版厚生白書より	272	2	米国における企業年金会計に関する新基準(FAS87)について
222	9	年金財政の将来を考える ～厚生年金保険	273	4	年金制度改正案のあらまし ～65 歳支給の施行日はタナ上げに
223	10	老年人口と高齢者の家計(総理府)	274	5	緩和された基金認可基準 ～厚生年金基金普及をめざして
224	11	60 才定年が主流に ～労働省と東京商工会議所の調査結果より	275	7	最近の退職金水準 ～定年で 2 千万円レベルに
225	12	上場会社の年金制度実施状況(56 年) ～年金制度実施企業 70%を超える	276	8	年金信託と消費税
226	1982.1	【講演録】厚生年金基金制度の諸問題(要旨)	277	9	上場会社の年金制度実施状況(元年度)
227	2	高齢化社会への急加速 ～「日本の将来人口新推計」より	278	11	適格年金の終身支給
228	3	勤労者の定年と老後生活設計 ～「勤労者の老後の生活設計に関する世論調査」	279	12	人生 80 年時代における老後資金
229	4	昭和 56 年度退職金・年金の実態 ～関西経営者協会調査結果より	280	1990.1	年金法改正案成立 ～支給開始年齢問題は将来の検討課題に
230	5	高齢化の中の社会保障 ～「2000 年の日本」経済審議会長期展望委員会より	281	2	国民年金基金実現へ ～地域型と職能型の 2 種
231	6	昭和 56 年度賃金構造基本統計調査結果(労働省調査)	282	4	厚生年金基金の運用方法の拡大 ～自主運用制度発足
232	7	わが国の平均寿命 ～昭和 56 年簡易生命表より	号外	6	パソコンで基金事務の合理化を ～大和銀行の「NENKIN88」のご紹介
233	8	60 才定年時代とその対応 ～労働省の雇用管理調査結果を中心に	283	7	適格年金の実務 ～大和
234	9	高齢化社会の雇用と生活 ～高齢化社会問題研究会の報告より	284	9	企業年金の現状 ～平成 2 年 3 月末資産 34 兆円に
235	10	上場会社の年金制度実施状況(57 年) ～年金制度実施企業 4 割に	285	10	年金資産の運用対象拡大
236	12	公的年金制度改革について ～厚生省が試案を発表	286	12	年金水準の実態と企業年金改善の方向
237	1983.1	豊かな老後の生活設計	287	1991.1	個人年金信託(相互扶助型) ～「マイルート」取扱い開始
238	2	適格退職年金制度の給付の見直しを	288	4	高齢化時代への企業対策 ～年金制度導入 5 割を超える
239	6	昭和 57 年度のモデル退職金水準 ～関東経営者協会調査結果より	289	5	国民年金基金スタート ～自営業者のゆとりある老後をめざして
240	7	昭和 57 年度賃金構造基本統計調査速報より	290	8	運用利回りの考え方
241	8	日本人の平均寿命 ～昭和 57 年簡易生命表より	291	9	上場会社の年金制度実施状況(3 年度)
242	10	一層の普及が望まれる「定年 60 歳」～労働省の雇用管理調査結果より	292	12	設立ラッシュ続く厚生年金基金 ～3 年 4 月～11 月で 106 基金
243	12	公的年金制度の改正案について	293	1992.3	育児休業制度スタートへ
244	1984.3	上場会社の年金制度実施状況(58 年)	294	6	公的年金改正へ始動 ～支給開始年齢と一元化問題
245	6	人口の老齢化と高齢者の生活実態について	295	7	企業年金の現状 ～年金資産 40 兆円を突破
246	7	昭和 58 年度退職金・年金の実態 ～関西経営者協会調査結果より	296	9	進む高齢化社会
247	1985.1	上場会社の年金制度実施状況(59 年)	297	11	上場会社の年金制度実施状況 ～平成 4 年 3 月現在
248	5	新しい厚生年金保険と国民年金	298	1993.2	特別法人税軽減の動き ～適格年金
249	9	昭和 59 年度退職金・年金の実態 ～関西経営者協会調査結果より	299	3	適格年金の共同委託について
250	1986.1	長寿社会でのくらしについて ～貯蓄増強中央委員会「生活設計参考統計」より	300	4	企業年金 30 年のあゆみ ～企業年金ノート 300 号記念
251	4	上場会社の年金制度実施状況(60 年)			

6. 第 301 号～第 400 号のあゆみ（1993 年 5 月～2001 年 8 月）

1990 年代に入ると、企業年金における「資産運用規制の緩和」が主要テーマとなり、弊誌でも、資産運用に関するコラムや運用用語解説を毎号掲載するなど誌面の充実を図りました。また、第 348 号（1997 年 4 月号）からは、誌面サイズを B5 版から A4 版に刷新しました。

1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけては、バブル崩壊後のわが国の社会経済環境の変化に対応すべく、予定利率の自由化、時価評価の導入、確定給付企業年金・確定拠出年金の創設、退職給付会計基準の導入などの大改正が相次いだ時期であり、弊誌もその動向の追跡・解説に奔走しました。

◆第 400 号

◆第 348 号



号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
301	1993.5	特例適格退職年金契約について	348	4	適格退職年金契約の制度設計上の留意点
302	6	平成 4 年 退職金・年金の実態 ～日経連・関東経営者協会・関西経営者協会調査	349	5	厚生年金基金制度の改正について
303	7	適格年金制度の財政状況	350	6	平成 8 年 退職金・年金の実態
304	8	企業年金の現状 ～年金資産 50 兆円に迫る	特集	7	「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」について
305	9	適格退職年金制度の管理事務について	351	7	適格退職年金制度の規制緩和について
306	10	厚生年金基金制度の財政状況	352	8	企業年金の現状
307	11	諸外国の年金事情(1) ～イギリス編	353	9	指定数理人制度について
特集	11	高齢化社会における新しい企業像	354	10	米国企業年金に関する会計基準 FASNo.87 について(その 1)
308	12	適格年金における合併・営業譲渡について	355	11	米国企業年金に関する会計基準 FASNo.87 について(その 2)
309	1994.1	年金受給者の確定申告について	356	12	運用評価について(その 2)
310	2	厚生年金基金事務のチェックポイント	357	1998.1	運用評価について(その 3)
311	3	年金改正法案のあらまし	358	2	公的年金制度の改革について ～給付と負担のあり方をめぐる 5 つの選択肢
312	4	ポイント制退職金制度	359	3	厚生年金基金の「財政運営に関する規定」について
313	5	使用人兼務役員について	360	4	年金投資における Home County Bias(ホームカントリーバイアス)について
特集	5	高齢者雇用に関する改正法案について	361	5	『年金白書』～21 世紀の年金を「選択」する
314	6	年金 ALM について	362	6	企業会計審議会の公開草案について
315	7	適格年金制度の現状(1)	363	7	401K プランについて(その 1)
316	8	適格年金制度の現状(2)	364	8	401K プランについて(その 2)
317	9	企業年金の現状	365	9	企業年金の現状
318	10	厚生年金基金制度の財政状況	366	10	退職給付引当金制度の改正について
319	11	厚生年金改正法案成立	367	11	年金審議会意見書について
特集	11	労働力の流動化が変える退職金制度	368	12	厚生省の年金制度改革案について
320	12	公的年金等に係る源泉徴収	369	1999.1	確定拠出型年金制度の導入について
321	1995.1	公的年金制度の一元化の動き ～懇談会が中間とりまとめ	370	2	新会計基準の実務指針に関する論点整理について
322	2	阪神大震災への対応について	371	3	新会計基準に関する Q&A
323	3	年金数理人の役割	372	4	厚生省の年金制度改革案大綱について
324	4	育児休業制度の概要と実務について	373	5	適格年金制度の経過措置の延長・特別法人税の停止について
325	5	免除保険料率の複数化について	374	6	株式の現物拠出について
特集	5	高齢者の生活実態	375	7	確定拠出型年金制度の導入について(2) ～自民党「確定拠出型年金制度」原案公表
326	6	平成 6 年 退職金・年金の実態 ～日経連・関東経営者協会・関西経営者協会調査	376	8	企業年金の現状
327	7	中小企業退職金共済法の改正について	377	9	公認会計士協会の「退職給付会計に関する実務指針(公開草案)」について
328	8	在職高齢年金制度の改正について	378	10	公認会計士協会の「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」について
329	9	企業年金の現状	379	11	ハイブリッド型年金プランについて
330	10	年金 ALM 業務の概要	380	12	日本版マスタートラストについて ～米国の現状をふまえて
特集	10	少子化・高齢化社会における社会保障と企業福祉	381	2000.1	確定拠出型年金制度の導入について(3) ～自民党が平成 12 年度税制改正大綱を決定
331	11	免除保険料の分布について	382	2	退職給付会計に関する実務上の取扱いについて ～公認会計士協会の Q&A をふまえて
332	12	支払保証制度について	383	3	退職給付信託について
333	1996.1	英国における年金制度改革(1)	384	4	年金制度改革関連法案の成立について
334	2	英国における年金制度改革(2)	385	5	退職給付会計に係る税務上の取扱いについて
335	3	運用基本方針について	386	6	年金制度改革関連法改正の趣旨について
336	4	年金資産の運用対象の拡大	387	7	退職給付会計に対する各企業の動向について ～当行における計算結果を踏まえて
337	5	8 年 4 月 1 日実施 運用規制緩和について	388	8	企業年金の現状
338	6	公的年金の一元化について	389	9	企業年金法について
特集	6	超高齢社会をどう生きるか	390	10	厚生年金保険法改正に係る退職給付会計適用上の取扱いについて
339	7	適格年金制度の給付実態調査	391	11	厚生年金基金における運用基本方針及び運用指針の策定について
340	8	運用評価について	392	12	企業年金法の検討状況について
341	9	数理基準の改正について	393	2001.1	自民党税制改正大綱と企業年金法(案)について ～新型企業年金の税制措置が決定
342	10	給付専用ファンドについて	394	2	ESOP(従業員特殊制度)について
343	11	統合レポートについて	395	3	確定給付企業年金法(仮称) ～法案が閣議決定、国会に提出
特集	11	期待される有効性の高い公的介護システムの構築	396	4	支払保証事業の見直しについて
344	12	企業年金の現状	397	5	公的年金の自主運用について
345	1997.1	企業年金の将来像 ～21 世紀企業年金研究会報告について	398	6	厚生年金基金のリスク管理について
346	2	厚生年金基金制度の改正案について	399	7	確定給付企業年金法および確定拠出年金法について ～第 151 回国会にて可決・成立
347	3	適格年金の規制緩和について	400	8	確定拠出年金法について ～政省令公布

## 7. 第 401 号～第 500 号のあゆみ（2001 年 9 月～2009 年 12 月）

2001（平成 13）年の確定給付企業年金法・確定拠出年金法の制定に伴い、適格退職年金は 10 年間の経過措置を設けての廃止が決定、厚生年金基金も単独・連合型を中心に代行返上が相次ぎました。そのため弊誌においても、確定給付企業年金および確定拠出年金に誌面を割くことが多くなりました。また、厚生労働省の発足、年金記録問題に伴う社会保険庁の解体、自民党から民主党への政権交代など、年金行政を取り巻く情勢も激変した時期でした。

また、この時期は、弊社にとっても合併や公的資金注入等を経験した激動の時代でした。弊誌のロゴも社名変更等に伴い、大和銀信託銀行（第 407～414 号）、りそな信託銀行（第 415～491 号）、りそな銀行（第 492 号～）と変遷を辿りました。

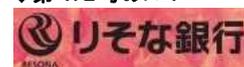
### ◆第 408 号のロゴ



### ◆第 415 号のロゴ



### ◆第 492 号のロゴ



号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
401	2001.9	確定拠出年金法について ～その 2	451	11	高齢者雇用を巡る最近の動き
402	10	確定拠出年金法について ～Q&A	452	12	老齢厚生年金の給付額計算について
403	11	老齢厚生年金基金の繰上げ支給について	453	2006.1	弊社の情報発信紹介
404	12	「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」の改正について ～公開草案	454	2	適格退職年金制度を巡る動向
405	2002.1	確定給付企業年金法施行規則(案)及び厚生年金基金規則改定(案)について	455	3	社会保険庁改革関連法案について
406	2	退職給付制度間の移行等に関する会計処理について	456	4	老齢厚生年金の給付額計算について<その 2> ～平成 18 年度の年金額改定
407	3	適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について	457	5	トピックス(年金積立金管理運用独立行政法人・会社法・被用者年金制度の一元化等)
408	4	適格退職年金制度における今後の対応について	458	6	企業年金制度における規約変更手続き
409	5	キャッシュバランスプランについて	459	7	改正高齢者雇用安定法と年金制度の関係についての考察
410	6	厚生年金基金の財政運営に関する実務基準の改正について	460	8	平成 16 年年金改正法に基づく年金制度改正～離婚等をした場合の厚生年金の分割制度
411	7	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書	461	9	今後の社会保障の在り方について～社会保障の在り方に関する懇談会によるとりまとめ報告書
412	8	適格退職年金から確定給付企業年金への移行等について	462	10	平成 16 年年金改正法に基づく年金制度改正<その 2> ～65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度
413	9	「パート労働の課題と対応の方向性」(パートタイム労働研究会最終報告)の概要について	463	11	平成 16 年年金改正法に基づく年金制度改正<その 3> ～遺族厚生年金制度の見直し
414	10	厚生年金基金の運営の弾力化等について	464	12	確定拠出年金制度について ～現行制度のポイント
415	11	確定給付企業年金制度における積立金の運用について	465	2007.1	特別掛金額の算定方法について
416	12	厚生年金保険における総報酬制の導入について	466	2	非継続基準の財政検証について
417	2003.1	「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について(その 1)	467	3	「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」の改正について
418	2	「年金改革の骨格に関する方向性と論点」について(その 2)	468	4	老齢厚生年金の給付額計算について ～平成 19 年度の年金額改定
419	3	厚生年金基金の代行返上にかかる政省令等について	469	5	パート労働者の厚生年金適用の拡大について
420	4	多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して～雇用と年金に関する研究会報告	470	6	社会保障協定について
421	5	確定給付企業年金制度について ～その 1	471	7	国民生活基礎調査について
422	6	代行返上等に関する政省令・通知等について	472	8	企業年金研究会報告について
423	7	年金制度を巡る最近の動向について	473	9	所得税基本通達の一部改正について
424	8	確定給付企業年金制度について ～その 2	474	10	サラリーマンの生活と生きがいに関する調査結果について
425	9	確定給付企業年金制度について ～その 3	475	11	経済財政諮問会議における議論について
426	10	平成 16 年年金改革について～坂口厚生労働大臣試案・年金部会意見書	476	12	退職給付会計を巡る海外の最近の動向等について
427	11	今後の高齢者雇用対策について	477	2008.1	平成 16 年年金改正法に基づく年金制度改正(平成 20 年 4 月 1 日施行分)
428	12	平成 16 年年金改革案(厚生労働省案)について	478	2	雇用政策研究会報告書について
429	2004.1	企業年金制度を巡る最近の動き	479	3	社会保障カードについて
430	2	平成 16 年度税制改正について	480	4	SRI(社会的責任投資)について
431	3	年金制度改革法案について	481	5	「平成 19 年版 働く女性の実情」について
432	4	法人事業税への外形標準課税の導入について	482	6	「人生 85 年ビジョン懇談会」報告書について
433	5	退職給付(一時金・年金)の実態について	483	7	社会保障国民会議「中間報告」について
434	6	企業年金のポータビリティの拡充について～年金改革案における年金通算措置	484	8	生活保護制度について
435	7	平成 16 年年金改正法に伴う企業年金関係の改正予定内容(案)について	485	9	平成 18 年高齢期における社会保障に関する意識等調査報告書について
436	8	年金・雇用に関する法律改正について	486	10	平成 20 年版労働経済の分析(労働経済白書)について
437	9	少子化対策を巡る最近の動向について	487	11	「平成 16 年改正後の残された課題に対する検討の視点」について
438	10	個人情報の保護に関する法律等について	488	12	社会保障国民会議「最終報告」について
439	11	企業年金のポータビリティの拡充について ～その 2	489	2009.1	適格退職年金の移行について
440	12	退職給付会計を巡る最近の動き	490	2	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」について
441	2005.1	適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度への移行について	491	3	「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」について
442	2	在職老齢年金制度の見直しについて	492	4	確定給付企業年金・厚生年金基金の給付設計の緩和等について
443	3	平成 16 年年金改正法による次世代育成支援措置について	493	5	ねんきん定期便について
444	4	年金制度等を巡る最近の動きについて	494	6	適格退職年金の移行について<その 2>
445	5	平成 16 年年金改正法による確定拠出年金制度の改正点について	495	7	安心社会実現会議報告について
446	6	ポータビリティの拡充について(企業年金の通算措置)	496	8	平成 21 年版労働経済の分析(労働経済白書)について
447	7	ポータビリティの拡充について(権利義務の移転・承継)	497	9	平成 21 年度年次経済財政報告(経済財政白書)について
448	8	ポータビリティの拡充に関する Q&A	498	10	国民生活に関する世論調査について
449	9	年金制度を巡る最近のトピックス	499	11	統計から見た我が国の高齢者について
450	10	平成 16 年年金改正法による障害年金の改善～年金の併給調整の見直し	500	12	確定拠出年金制度の改善に関する提言について

## 8. 第 501 号～第 600 号のあゆみ（2010 年 1 月～2018 年 4 月）

2010（平成 22）年 4 月、りそな企業年金研究所（現：りそな年金研究所）の設置とともに、弊誌の誌面構成は「本題」と「コラム」の二本立てに刷新されました。この構成は現在も継続しているほか、月刊での刊行も第 298 号（1993 年 2 月号）から本号（2018 年 4 月号）まで継続しています。

末筆ながら、弊誌「企業年金ノート」では、今後も企業年金の関係者にとって有益な情報を発信して参りますので、引き続きご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

※第 501 号(2010 年 1 月号)以降のバックナンバーは、りそな銀行ホームページで公開しています。

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/index.html>

※第 348 号(1997 年 4 月号)以降のバックナンバーは、りそな企業年金ネットワークで公開しています。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

号	年月	主な内容	号	年月	主な内容
501	2010.1	少子化対策について	551	3	厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法の見直し(精緻化)について
502	2	OECDによる対日経済審査報告書について	552	4	退職給付会計基準における開示の拡充について
503	3	男女間の賃金格差レポートについて	553	5	確定拠出年金の拠出限度額の引上げについて
504	4	退職給付に係るIFRS(国際会計基準審議会IASBによる国際財務報告基準)対応について	554	6	企業年金の受託概況について(2014年3月末現在)
505	5	厚生年金基金における財政運営の弾力化措置の適用状況について	555	7	公的年金の財政検証について
506	6	確定拠出年金制度の現状と課題について	556	8	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る(その4)
507	7	税制適格退職年金制度の移行事例等を踏まえたコンサルティング事例について	557	9	厚生年金基金の平成25年度財政決算結果について
508	8	キャッシュ・バランス・プラン(CBP)について	558	10	医療法人会計基準における退職給付会計の取扱いについて
509	9	分散投資 ～ポートフォリオの考え方	559	11	確定給付企業年金制度の平成25年度財政決算結果について
510	10	厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度における財政検証結果の5年間の推移	560	12	社会保障審議会企業年金部会における議論の動向(その1)
511	11	IFRS(国際会計基準審議会IASBによる国際財務報告基準)における現段階での日本基準のポイント	561	2015.1	社会保障審議会企業年金部会における議論の動向(その2)
512	12	景気・金利・為替局面とポートフォリオの動き	562	2	社会保障審議会企業年金部会における議論の動向(その3)
513	2011.1	退職給付債務等の計算に使用する割引率について	563	3	マイナンバー制度の概要と企業年金業務への影響
514	2	確定給付企業年金の監査について	564	4	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案について
515	3	データから見る企業年金の10年間	565	5	年金制度の「成熟度」について
516	4	厚生年金基金制度における免除保険料率	566	6	企業年金の受託概況について(2015年3月末現在)
517	5	東日本大震災にかかる企業年金関連の特例措置対応について	567	7	企業年金における年金一時金の選択について
518	6	確定給付企業年金規約について	568	8	政府の成長戦略と企業年金の制度改正について
519	7	確定拠出年金制度の導入に係るコンサルティングについて	569	9	厚生年金基金の平成26年度財政決算結果について
520	8	財政運営基準等の改正案について	570	10	企業年金の新たな選択肢について～「リスク対応掛金」および「リスク分担型DB」の概要
521	9	厚生年金基金の平成22年度財政決算結果について	571	11	確定給付企業年金の平成26年度財政決算結果について
522	10	社会保障と税の一体改革について	572	12	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る(その5)
523	11	確定給付企業年金制度の平成22年度財政決算結果について	573	2016.1	2016(平成28)年の年金関連トピックスについて
524	12	企業年金における業務概況の周知について	574	2	確定給付企業年金の制度改正について(現行制度の改善に係る措置)
525	2012.1	確定拠出年金における従業員拠出(マッチング拠出)について	575	3	統計でみる退職金・企業年金の実態(2016年版)
526	2	退職給付に係る会計基準の動向と退職給付債務への影響	576	4	中小企業退職金共済(中退共)の制度改正について
527	3	日本の将来推計人口(平成24年1月推計)について	577	5	確定給付企業年金のガバナンスについて確定給付企業年金の改善に係る検討状況
528	4	適格退職年金の50年間のあゆみ	578	6	企業年金の受託概況について(2016年3月末現在)
529	5	厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について(その1)	579	7	改正DC法施行における実務上の留意点について～2017年1月施行の改正措置を中心に
530	6	厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について(その2)	580	8	「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン」について
531	7	退職給付会計基準の改正と中小企業会計について	581	9	厚生年金基金の平成27年度財政決算結果について
532	8	厚生年金基金の最低責任準備金のあり方について	582	10	改正DC法の施行に伴う政省令の改正について(2017年1月1日施行の措置)
533	9	厚生年金基金の平成23年度財政決算結果について	583	11	確定給付企業年金の平成27年度財政決算結果について
534	10	厚生年金基金を巡る昨今の諸情勢について	584	12	改正DC法の施行(2017年1月1日施行分)に関するQ&Aについて
535	11	確定給付企業年金制度の平成23年度財政決算結果について	585	2017.1	確定給付企業年金の制度改正について～リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の実施
536	12	厚生年金基金の資産運用規制の見直しについて	586	2	確定拠出年金における掛金拠出の「年単位化」について
537	2013.1	統計でみる退職金・企業年金の実態	587	3	統計でみる退職金・企業年金の実態(2017年版)
538	2	ハイブリッド型年金制度について	588	4	確定拠出年金の税制に関する留意点について
539	3	厚生年金基金制度の平成24年度財政決算における変更点について	589	5	日本の将来推計人口(平成29年推計)について
540	4	厚生年金基金制度の見直しに係る法律案について	590	6	企業年金の受託概況について(2017年3月末現在)
541	5	確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算における変更点について	591	7	確定給付企業年金のガバナンスについて
542	6	AIJ事件の再発防止について／企業年金の受託概況	592	8	法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について(その1)
543	7	厚生年金基金制度の見直しと今後の対応策について	593	9	法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について(その2)
544	8	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る(その1)	594	10	法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について(その3)
545	9	厚生年金基金の平成24年度財政決算結果について	595	11	確定給付企業年金のガバナンスに係る制度改正について
546	10	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る(その2)	596	12	確定給付企業年金の平成28年度財政決算結果について
547	11	確定給付企業年金制度の平成24年度財政決算結果について	597	2018.1	中小企業における確定拠出年金導入の新たな選択肢～簡易型DC・中小事業主掛金
548	12	就労条件総合調査でみる退職金・企業年金の実態	598	2	確定給付企業年金の資産運用ルールの見直しについて
549	2014.1	平成26年頭の年金関連トピックス	599	3	個人型確定拠出年金(iDeCo)の概況について～加入対象拡大から1年を経て
550	2	厚生年金基金制度の沿革と社会的役割を振り返る(その3)	600	4	通算600号記念特集号

## 「企業年金ノート」創刊 600 号に寄せて

りそな銀行 年金業務部  
主席数理役 和田 貴一

「光陰矢の如し」と申しますが、我が「企業年金ノート」も創刊以来なんと 600 号を数えるに至り、これもひとえにご愛読いただいていたお取引様をはじめとする皆様方のご支援の賜物であり、感謝の念に堪えません。思えば、1963（昭和 38）年 4 月に創刊されて以来、55 年の長きにわたり企業年金の歴史を刻んできたと申し上げても過言ではないかと思ひますし、改めて感慨深いものがあります。

私はというと、1986（昭和 61）年 2 月に企業年金部門に転属となって以来、企業年金一筋 30 余年（弊誌と比較すると半分強の期間ではありますが）にわたり携わってまいりました。時は今まさに 65 歳定年時代へと突入しておりますが、私が企業年金部門に配属された当時は、奇しくも、企業の定年年齢を 55 歳から 60 歳に延長するピークにありました。このため、適格退職年金では定年年齢の変更に伴う制度変更の案件で溢れかえっておりまして、数理計算資料や国税庁への届出書等の書類も山積みになっていたことがとても印象に残っています。これが一段落すると、今度は、総合型を中心とする厚生年金基金の設立ラッシュがやってまいりまして、数多くの厚生年金基金が産声を上げ、この調子でいけば、被用者の大多数が「公的年金+私的年金 = 3 階建ての年金制度」でカバーされるのではないかとと思われるくらいの勢いがありました。

しかしながら、1990 年代のバブル崩壊以降、年金資産運用の不芳による大きな積立不足の発生が、企業年金制度に大きな影響を与えることとなりました。適格退職年金は、積立が不十分である制度が多数存在することが受給者保護の観点から問題視され、制度は廃止。これに代わって、積立基準等が整備された「確定給付企業年金」が創設されました。また、加入者本人が資産運用を行う新たな制度として、「確定拠出年金」も創設されました。そして既存の適格退職年金は、これらの新しい制度または中小企業退職金共済制度に移行することになりました。厚生年金基金においても、2000（平成 12）年の退職給付会計の導入の影響も相まって、多くの単独型・連合型の厚生年金基金が代行部分を国に返上し、基金の数は激減しました。残存しておりました総合型を中心とした厚生年金基金も、2014（平成 25）年のいわゆる「健全化法」施行に伴い、大半が解散または確定給付企業年金等へ移行することになりました。

こうした一連の制度変更は、時代の流れに沿った形での企業年金制度の新陳代謝を促すものであったのかもしれませんが、その結果として、企業年金の普及率が大幅に低下してしまったことが、大きな課題として残ったのではないかと思います。

近年、諸外国で老後における年金の給付水準の指標である所得代替率を計る際に、「公的年金+私的年金」の合算で考えることが多いという研究者のレポートをよく目にいたします。かつて、1995（平成 7）年頃は企業年金全体の加入者が 2,571 万人（適格退職年金と厚生年金基金の合算）と相当程度の被用者をカバーしていましたが、2016（平成 28）年には 1,548 万人（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金（企業型）の合算）とピーク時の 6 割程度まで減少しています（「企業年金ノート」No.590 参照）。

「平成 26 年財政検証結果」によると、公的年金の給付水準は将来低下していくとの推計が示されており（「企業年金ノート」No.555 参照）、それをカバーする意味においても、企業年金を「公的年金を補完する制度」と位置づけ、さらなる普及・拡大を図っていくことが課題となっています。特に、中小・零細企業に企業年金を普及させて行くことを考えた場合、ある程度強制的な形での制度実施、例えば厚生年金保険料 18.3%を引き上げて、当該引き上げた部分の掛金を企業年金として積み立てる等の施策が考えられます。これは確定拠出年金も考えられますし、リスク分担型企業年金のような設計も考えられるでしょう。そして、すでに十分な給付水準にある企業年金を実施している企業に対しては、（あくまでも私的年金部分の範疇での）適用除外制度を設けることも考えられるかと思ひます。

企業年金にこだわらずに、中小・零細企業への私的年金の普及という観点で考えますと、個人型確定拠出年金（iDeCo）に本年（2018（平成 30）年）5 月から新たに実施される「中小事業主掛金納付制度（中小事業主による従業員への逆マッチング拠出）」がひとつのヒントになるかもしれません。2017（平成 29）年 1 月から iDeCo の加入者の範囲を拡大した制度改正は、公的年金を補完する私的年金の充実を図るため

の施策であると理解しておりますが、iDeCo への加入はあくまで任意ですので、その普及・促進には、金融機関等の取り組みもさりながら、何よりも中小・零細企業の事業主等がインセンティブを感じられる要素が重要であると考えます。これには税制面での優遇措置だけではなく、例えばドイツにおけるリースター年金のように政府による助成措置を設けることも有効ではないかと思われま

す。なお、企業年金の普及・拡大の促進を図るにあたっては、過度の規制（と受け取られかねない制約等）は絶対に設けるべきではないと思います。例えば、確定給付企業年金と確定拠出年金のイコールフットィングの議論等では、企業の意欲をそぐような規制は極力設定しないようにすることが望まれるのではないのでしょうか。

さて、公的年金の平成 31 年財政検証に向けて、公的年金制度の見直しについての議論がこれから始まるかと思えます。また、年金税制に関する事項も見直しの対象となっているようです。企業年金（私的年金）が公的年金を補完する制度と位置づけられるのであれば、当然に企業年金制度のあり方自体も見直しの範疇に含まれてきますので、我々も今まで以上に強い感心を持って、時にはしっかりと声を上げていくことが求められるのだと思います。

弊社としては、「企業年金ノート」を通じて、今後とも、皆様のお役に立てる、より解り易い情報の提供に努めてまいりますので、是非とも、引き続きのご愛読をよろしくお願い申し上げます。

## 寄稿 ④

### 「年金規約」雑感

りそな銀行 年金業務部 年金信託室  
グループリーダー 出口 衛

#### 1. はじめに

唐突ですが、皆さまは「年金規約」という言葉に対してどのような印象をお持ちでしょうか。「法令に基づき公的年金を補完するためのもの」「年金制度運営上のルールブック的な存在」「労使合意した労働条件を形として定めたもの」というような印象が多いのではないかと思うのですが、中には「受給者対応のために条文を探すことがよくあるが、受給資格や給付額計算、経過措置の有無などがバラバラに存在するので分かりづらいもの」「法令を引用している箇所が多く結局は法令の条文そのものを読解することが必須となるやっかいな代物」など、あまりよくない印象をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

しかし、年金規約に対して好印象をお持ちでないとしても、年金制度運営をしていくうえでは、年金規約は不可欠な存在と言えます。時には、企業年金制度からの給付額の問題で、受給権者と基金事務局または実施事業所の事業主との間で裁判になることもあるようなのですが、裁判所のホームページで判例を確認してみると、法令と同様に年金規約の条文内容が判決の決め手になっている実例もあるようです。

企業年金制度に携わる者としては、年金規約の各条文が分かりやすいか否かはさておき、「身近な存在」として認識していただくことが必要だと思います。本稿では、受託機関の立場から年金規約に携わってきた者として、感じていることを思うがままに書き記したいと思います。

#### 2. 「年金規約」を正しく理解するには？

早速ですが、読者の皆さまに質問です。基金事務局や確定給付企業年金実施事業所で給付事務を初めて担当する職員が、ある受給権者から給付額計算についての問い合わせを受け、「年金規約のどの条文を確認すればよいか」と質問してきました。皆さまが基金事務長あるいは給付事務担当の先輩の立場だったら、この新任担当者に対しどのように指導するでしょうか。考えてみてください。

いかがでしょうか。「どの支給要件に該当するかを確認する」「支給要件に合致した給付額計算の条文や別表を確認する」「過去に設定した給付に関する経過措置に該当するか否かを確認する」など、様々な考え方があろうかと思えます。年金規約を理解するうえでは、どの解答も重要な事項なのですが、筆者が考える模範解答は、実はこれらのうちどれにも該当いたしません。

筆者がもし基金事務長あるいは給付事務担当者ならば、この新任担当者に対して、「当制度の給付設計の概要（支給要件や給付額計算方法など）を理解したうえで年金規約を読むように」と指導します。

確定給付企業年金を開始するときや給付内容を変更するときには、適正な数理計算を実施することが必須であり、信託銀行や生命保険会社等の受託機関に業務委託することとなります。このとき、当該数理計算を実施するために、給付設計の内容を記載したものを受託機関に提出し、受託機関側からも数理計算結果報告の際に給付設計の概要を記載した報告書を添えることが一般的ですので、当該報告書を確認することで給付設計の概要を認識することが可能です。また、基金事務局や実施事業所の責務として毎年実施している「業務概況」の資料などからも給付設計の概要を知ることは可能です。

個人差はあるかと思いますが、筆者の業務経験上、給付設計の概要を理解したうえで年金規約の条文を読み進めるといふ段階を踏むことで、規約の解釈の度合いはかなり違ってくものと考えます。この手法は、筆者がりそな銀行の社内で年金規約についての研修や勉強会を実施する際にも活用しているため、ぜひご参考にしていただければと思います。

### 3. 「給付に関する経過措置」を正しく理解するには？

年金規約の全貌を理解するにあたって最も悩ましい問題が、「給付に関する経過措置」だと筆者は考えます。まず、頭の中で整理しておいていただきたいことは、「誰を対象とする経過措置なのか」です。給付設計を変更する（＝規約変更する）際に、「変更前の制度を適用し続ける人（【A】）」「変更後の制度だけを適用する人（【B】）」の他に、「変更日以降は新制度を適用するが、変更前の期間については変更前の制度を適用または特別な給付額計算を実施する人（【A'】）」の3パターンが考えられます。一般的な制度変更においては、「変更日時点で加入者でない人（＝受給権者や一時金繰下げ中者など）」が【A】、「変更日以後に新たに加入者となる人（＝将来の新入社員など）」が【B】、「変更日時点で当該制度の加入者である者」が【A'】となる場合が多いようです。

【A】に該当する経過措置は、規約条文には「なお従前の例による」と定めることが一般的であり、この定めがあると、変更後の規約ではなく、変更前の規約の定めによる給付額計算を実施することが必要になります。

【A'】に該当する経過措置は、その条文の見出しが「給付に関する経過措置」ではなく、「基準給与に関する経過措置」「標準年金額に関する経過措置」「脱退一時金額に関する経過措置」など、制度内容によって様々な表現で定められていることに注意していただく必要がありますが、根本的には、制度変更日時点の加入者が資格を喪失した場合の給付額計算方法が、本則ではなく当該附則条文に基づいて計算しなくてはならないということです。

したがって、給付に関する経過措置を正しく理解するうえでも、先述と同様に「制度変更時の給付設計の概要を理解してから年金規約を読むこと」が大事であるということになります。

### 4. 法令改正と「給付に関する経過措置」の関係

これまでに述べてきた内容は、基金または実施事業所の事業主として主体的に制度変更する場合を前提としていましたが、これとは別に、法令改正が行われたことで強制的に規約を変更する必要がある場合があります。特に厚生年金基金においては、その給付額に老齢厚生年金の代行部分を含んでいますので、厚生年金保険法が改正される都度、給付に関する経過措置を伴う基金規約の変更の必要性が過去に何度もありました。対して、確定給付企業年金においては、法令改正に伴い年金規約を変更することが必要な場合があっても、給付に関する経過措置を設ける必要が殆どありませんので、給付額計算のために給付に関する経過措置を意識しなければならないのは、過去に主体的に制度を変更したことがあるか否かに因ると考えてよいと思います。

なお、法令改正に伴い規約を変更しなければならない事項については、弊誌のバックナンバーに詳細に掲載しています（2012年5月号（No.529）～6月号（No.530）、2017年8月号（No.592）～10月号（No.594））ので、ご参照いただければ幸いです。

### 5. おわりに

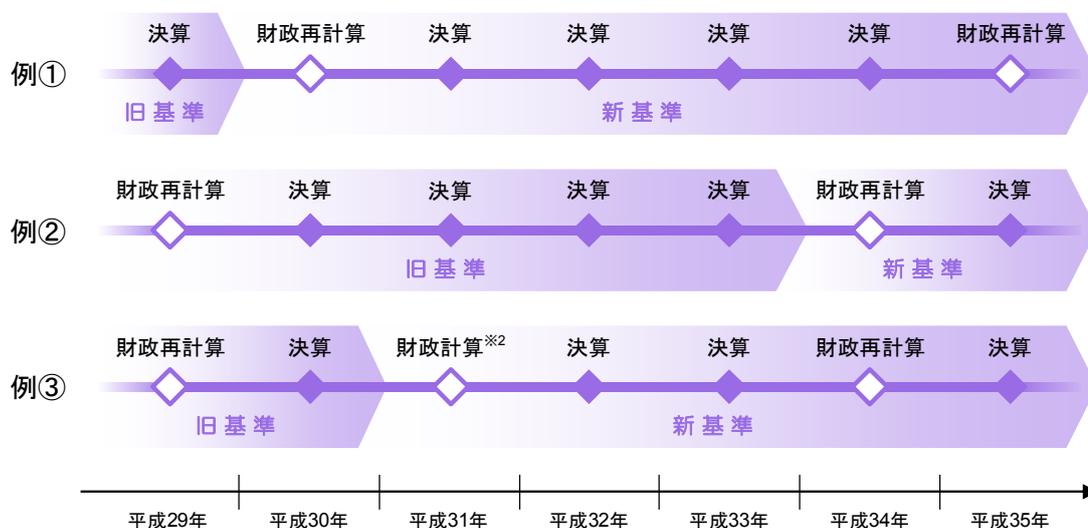
本稿をもって、少しは「年金規約は身近な存在」と感じていただけたでしょうか。逆に、「年金規約って今まで以上に難しいものなんだ」と感じてしまった方がいらっしゃるかも知れませんが、「年金規約は身近な存在」と感じていただくための努力を続けていくことが大切であると思っております。また、本稿では、年金規約のうち給付の内容が主体となりましたが、機会があれば、給付以外の条文についても解説させていただきたいと考えています。

確定給付企業年金における財政運営基準の改正について①  
～ 新たな「財政均衡」のしくみ ～

第 90 回のコラムのテーマは、「平成 29（2017）年 1 月政省令改正後の確定給付企業年金（DB）における財政運営基準」（以下「新基準」）に関する、ある信託銀行の新人営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

- A さん：近々、DB の財政決算説明のために C 社を訪問するのですが、新基準について理解できていますか少し不安なので、改めてご指導いただけないでしょうか？
- B 課長：そろそろ新基準が適用される DB も増えてくるし、おさらいしておくのは良い機会かもしれないね。ところで、新基準の適用時期については理解できているかな？
- A さん：政省令自体は平成 29 年 1 月に施行されましたが、一方で、当社の受託している DB で新基準が現在適用されているものは少ないと聞いています。
- B 課長：そうだね。すべての DB が一斉に新基準に切り替わるわけではないんだよ。新基準に基づく財政計算（財政再計算を含む）を行った DB から順次適用されることになっているんだ。ところで、C 社の次の財政再計算はいつかな？
- A さん：5 年に 1 度の財政再計算のことですね。C 社は、今回報告する決算の基準日と同じく、平成 30（2018）年 1 月末を基準として財政再計算をすることになっています。
- B 課長：なるほど。それでは、今回の財政再計算から新基準に切り替わるわけだね。ちなみに、現時点で新基準が適用されている DB が少ないのは、適用時期に 1 年間の経過措置が設けられていて、計算基準日が平成 29 年 12 月末までの場合は、リスク対応掛金を拠出しないのであれば、新旧どちらの財政運営基準を用いるかを選択することができたからだよ。平成 30 年 1 月以降は、この経過措置がなくなるから、今後は新基準が適用された DB が増えていくわけだね。
- A さん：なるほど。必ず 5 年に 1 度の定例の財政再計算から適用されるのでしょうか？
- B 課長：財政再計算だけでなく、財政計算が必要となる全ての場合（財政決算で継続基準に抵触した場合、加入者数が大幅に変動した場合、給付の設計を変更する場合等）において、計算基準日が平成 30 年 1 月 1 日以降であれば、必ず新基準が適用されるので、注意が必要だよ。
- A さん：適用時期については理解しました。ところで、新基準は従来の基準と何が違うのでしょうか？
- B 課長：一言で言うと、「財政均衡」の考え方が変わったんだよ。Aさんは、「財政が均衡している」と

◆新基準の適用時期



※1 原則的な取扱いを図示したものであり、新旧基準の選択適用時期や財政再計算の適用時期の特例等は考慮していない。

※2 財政再計算以外の財政計算（継続基準に抵触した場合、加入者数が大幅に変動した場合、給付の設計を変更する場合等）を指す。

はどういう状態だと思っているかな？

A さ ん：えっと、「財政が均衡していない」というと不足や剰余が発生している状態だと思うので、つまり「財政が均衡している」とは、給付財源と給付原資が同額となっている状態を指すのではないかと思います。

B 課 長：いまAさんが言ってくれたのはまさしく、従来の基準における財政均衡の考え方だね。従来は給付財源である「積立金+掛金収入現価」と給付に必要な額である「給付現価」とが一致していることを財政均衡と考えていたんだ。

A さ ん：新基準ではどのようになるのでしょうか。

B 課 長：新基準においては、給付財源（＝積立金+掛金収入現価）の水準が「通常予測給付現価」以上「通常予測給付現価+財政悪化リスク相当額」以下であることを財政均衡の状態というんだよ。通常予測給付現価とは、従来の財政運営基準における給付現価の名称が変更になったもので、内容は同じだよ。財政悪化リスク相当額とは、「20年に1度の頻度で発生すると考えられるリスクに相当する額」として算定されるものだったね（弊誌2016年9月号（No.581）ご参照）。

A さ ん：つまり、従来の基準では「ちょうど一致する状態」のみを財政均衡と考えていたのに対して、新基準では「一定の範囲内にある状態」を財政均衡と考えるのですね。

B 課 長：そのとおりだ。では次回は、新基準導入時の財政計算の内容について見ていこう（続く）。

#### ◆新基準における「財政均衡」



（年金業務部 年金信託室 数理グループ 田中 希）

#### 【 編 集 後 記 】

りそな銀行 信託ビジネス部長 持丸 秀樹

このたび弊誌「企業年金ノート」600号を刊行するにあたり、わが国の企業年金の半世紀にわたる歴史を振り返るとともに、有識者・実務家の皆さまからご寄稿を仰ぎ、さらに社内からも寄稿を募りました。

弊誌は、企業年金に関するわが国最古の専門情報誌として、これからもお客さまのお役に立てるよう努めて参ります。ここに旧来のご愛読を感謝申し上げるとともに、今後のご支援、ご叱咤をよろしくお願い申し上げます。

企業年金ノート 2018(平成30)年4月号 No.600

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所  
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟  
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

 **りそな銀行**  
RESONA

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>